



日本年金機構
Japan Pension Service

Press Release

令和2年8月31日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 川田 高寛

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 山田 勝

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和2年7月分)について

令和2年7月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和2年7月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 令和2年7月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和2年度に発生した事務処理誤りが49件、令和元年度が51件、平成30年度が16件、平成29年度が4件、平成28年度が3件、平成27年度以前が33件、合計156件(市区町村において発生した15件、委託業者等が発生させた26件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な133件について、一覧で事象をお示ししています。

〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	合計
件数	26(3)	0	0	1(1)	0	2	1	2	1	3(1)	4(1)	16(2)	51(20)	49(13)	156(41)
割合	16.7%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	1.3%	0.6%	1.3%	0.6%	1.9%	2.6%	10.3%	32.7%	31.4%	100.0%

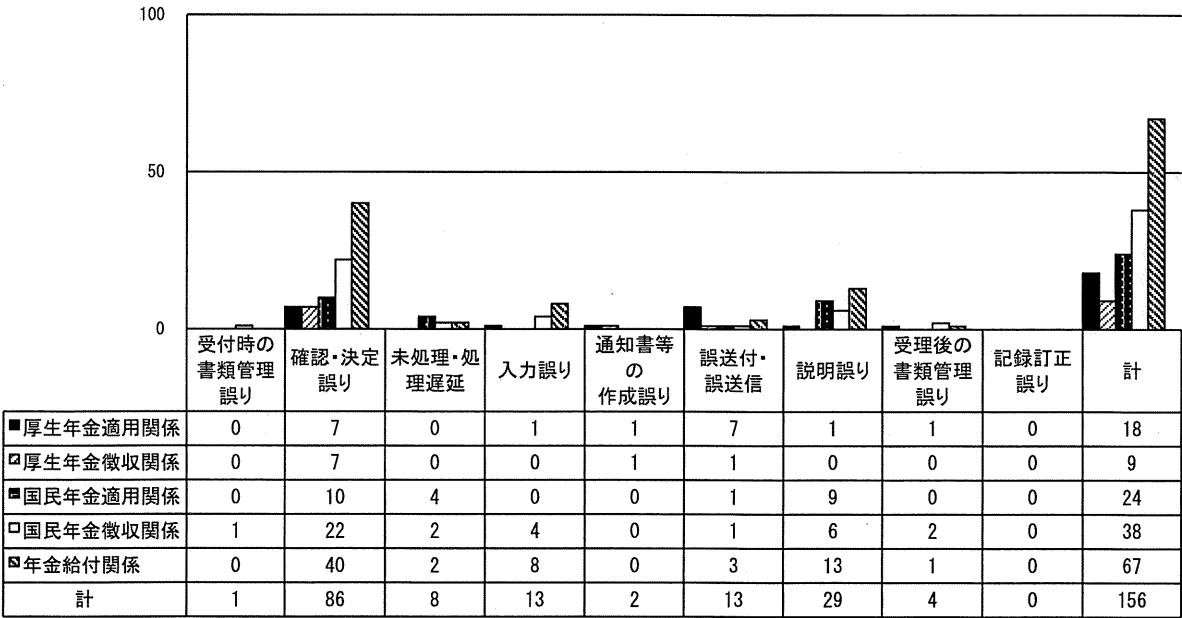
<

社会保険庁
時代に発生

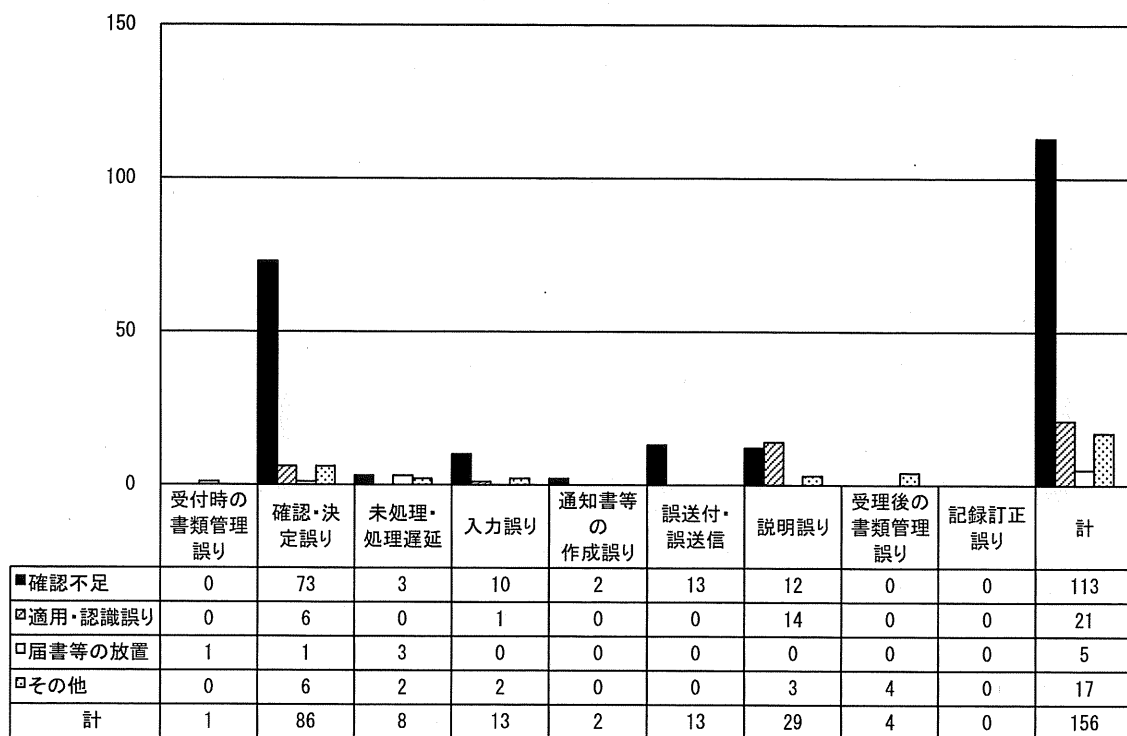
>

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

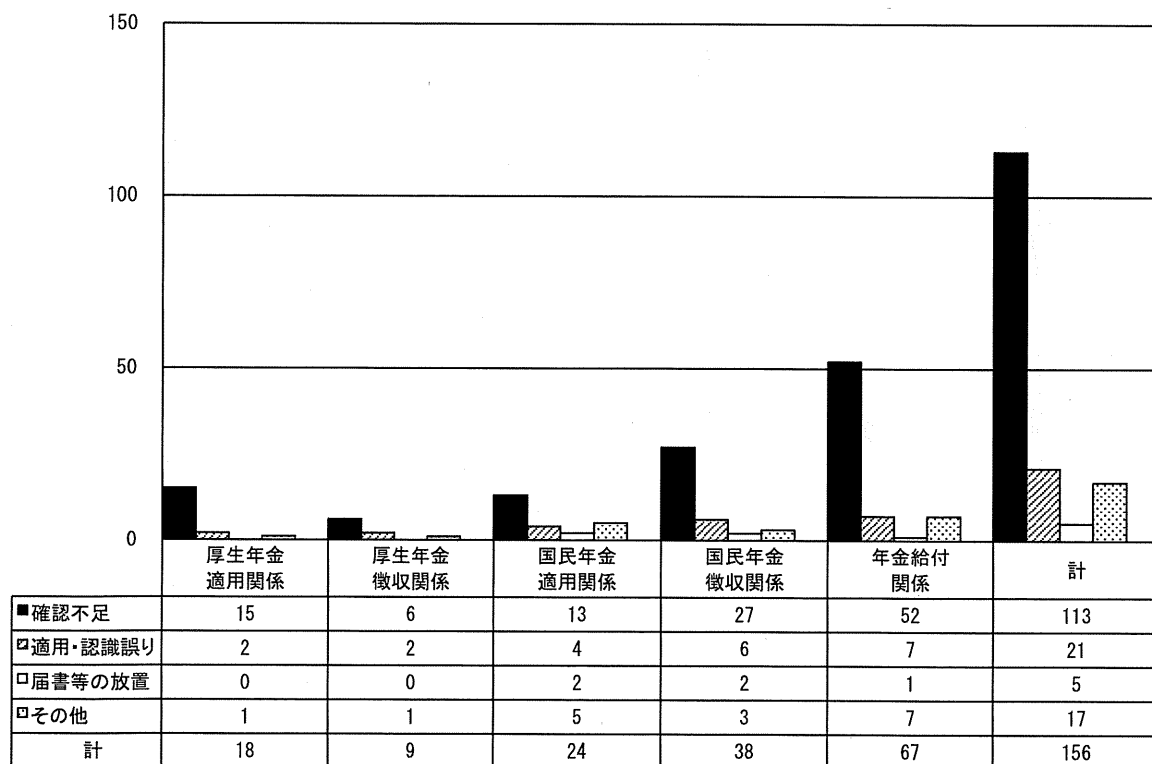
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



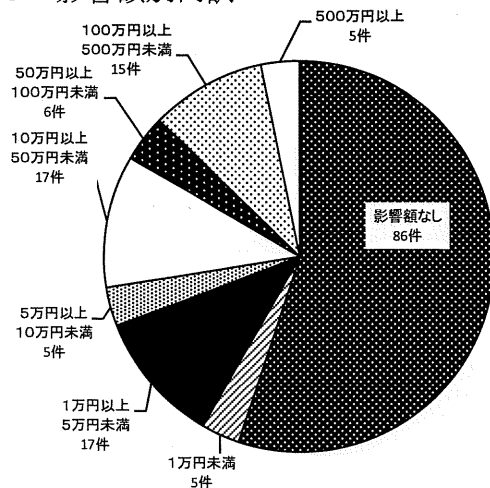
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

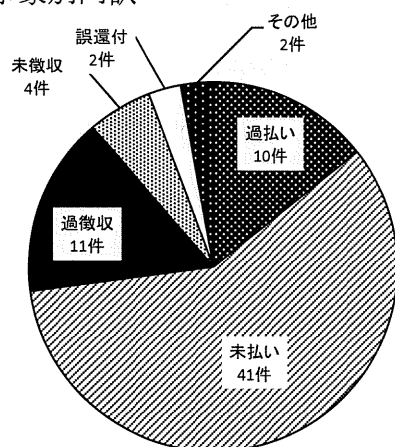


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		14	7	21	28	16	86
1万円未満		0	0	1	3	1	5
1万円以上 5万円未満		1	1	2	3	10	17
5万円以上 10万円未満		1	0	0	1	3	5
10万円以上 50万円未満		1	1	0	3	12	17
50万円以上 100万円未満		1	0	0	0	5	6
100万円以上 500万円未満		0	0	0	0	15	15
500万円以上		0	0	0	0	5	5
計		18	9	24	38	67	156

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	10件	6,077,068	607,706
未払い	41件	75,645,424	1,845,010
過徴収	11件	1,866,056	169,641
未徴収	4件	46,980	11,745
誤還付	2件	178,961	89,480
その他	2件	1,856,391	928,195
計	70件	85,670,880	1,223,869

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

未徴収と誤還付	1件	32,830円
過払いと未払い	1件	1,823,561円

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	73件	46.8%
外部	83件	53.2%
計	156件	100.0%

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和2年8月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	105,475件	607.1億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	11件	356万円	4,885件	12.6億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	5件	1,339万円	1,612件	13.2億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	5件	534万円	182件	5,176万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	3件	33万円	108件	1,141万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	2件	539万円	11件	4,636万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	36件	469万円	468件	8,057万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	249件	4,028万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	0件	0円	27件	2,953万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	2件	15万円	1,601件	1.2億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	0件	0円	22件	725万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0件	0円	17件	1,364万円
21	遡及決定時の届書徴収漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	2件	384万円	2,130件	22.3億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0件	0円	71件	421万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	1件	14万円	23件	4,452万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	12件	362万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	1件	1万円	38件	2,660万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	22件	8,990万円	226件	12.2億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	156件	907万円	23,859件	17.4億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	1件	79万円	598件	7.0億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	0件	0円	444件	23.7億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	583件	1,168万円	78,844件	15.2億円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	743件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	8件	440万円	97件	1.5億円
		過払い	0件	0円	121件	136万円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

○日本年金機構の令和2年7月分の事務処理誤り一覧(1～18ページ)

1. 厚生年金適用関係	 1P	整理番号 1～18
2. 厚生年金徴収関係	 4P	整理番号 19～24
3. 国民年金適用関係	 5P	整理番号 25～41
4. 国民年金徴収関係	 7P	整理番号 42～75
5. 年金給付関係	 11P	整理番号 76～133

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(19～21ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2019年 7月17日	2020年 6月25日	○事業所から問合せがあり、委託業者において資格取得届の受付処理時に確認を誤り、他の事業所の資格取得届として処理がされたため、誤った保険証が送付され保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し訂正処理を行いました。誤って送付した保険証は回収して、正しい事業所に送付し、過徴収の保険料は還付しました。 ●委託業者に対し、届書の受付処理時の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所	過徴収	478,185
2	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	茨城	下館	2018年 3月9日	2020年 7月7日	○事業所から問合せがあり、資格喪失届を処理する際に喪失原因の確認が不足し、障害認定による後期高齢者医療の資格取得であるため、健康保険のみ資格喪失させるところ、誤って厚生年金も資格喪失させていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格喪失届処理時の喪失原因の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
3			福岡	福岡広域 事務センター	2020年 5月13日	2020年 6月10日	○事業所から問合せがあり、資格喪失届の確認不足により、喪失日を誤って処理したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、資格喪失届の喪失日の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	688,030
4	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎	2019年 7月26日	2020年 7月8日	○事業所から問合せがあり、月額変更届の処理における確認不足により、標準報酬月額の変更年月を誤って決定・通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、月額変更届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
5	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	宮崎	都城	2018年 8月21日	2020年 7月14日	○担当部署で確認したところ、賞与支払届の処理時に確認を誤り、処理を不要としていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し処理を行いました。 ●担当部署において、賞与支払届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
6	被扶養者異動届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2020年 1月23日	2020年 7月7日	○事業所から問合せがあり、被扶養者異動届の処理時に確認を誤り、処理を不要としていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し処理を行いました。 ●担当部署において、被扶養者異動届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
7		入力誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2020年 6月5日	2020年 6月25日	○協会けんぽより問合せがあり、被扶養者異動届の入力時の確認不足により、認定日を誤って入力したため、誤った認定日が記載された保険証が発行されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、被扶養者異動届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
8	70歳以上被用者関係 届書の誤り	確認・決定誤り	長野	伊那	2019年 11月28日	2020年 7月7日	○担当部署で確認したところ、資格取得届の確認不足により、75歳以上にもかかわらず、誤って健康保険の被保険者資格を決定し、保険料を徴収していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。健康保険の被保険者資格は取消し、保険料は還付しました。 ●担当部署において、資格取得届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	52,734

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
9	厚生年金適用関係届書の誤り	通知書等の作成誤り	本部	機構本部	2020年 1月22日	2020年 1月24日	○担当部署で確認したところ、記録確認のご案内の文書を作成する際の対象者の確認が不足し、誤って対象者でない方に記録確認のご案内の文書を送付していることが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、記録確認のご案内の文書の作成時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	9名	なし	0
10		説明誤り	京都	中京	2020年 3月頃	2020年 6月23日	○事業主から問合せがあり、資格取得した同月に70歳に到達することにより資格喪失した場合は1か月分の保険料が発生するにもかかわらず、保険料は発生しないと誤って説明していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、保険料額の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1事業所	なし	0
11	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	神奈川	川崎	2020年 4月13日	2020年 7月9日	○社会保険労務士から問合せがあり、社会保険労務士宛に賞与支払届を送付するためのリストを作成する際に確認が不足し、受託していない事業所を登録したため、受託以外の事業所の賞与支払届が誤って送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した賞与支払届は回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●担当部署において、リストを作成する際の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2社労士	なし	0
12			熊本	玉名	2020年 5月11日	2020年 6月25日	○社会保険労務士から問合せがあり、社会保険労務士宛に算定基礎届を送付するためのリストを作成する際に確認が不足し、受託していない事業所を登録したため、受託以外の事業所の算定基礎届が誤って送付されていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届は回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、リストを作成する際の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	15事業所	なし	0
13			神奈川	事務センター	2020年 6月22日	2020年 6月23日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、算定基礎届について宛先を誤って送付していることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した算定基礎届を回収し、正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、宛名作成及び封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	76事業所	なし	0
14			埼玉	埼玉広域 事務センター	2020年 6月4日	2020年 6月8日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の文書が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
15			埼玉	埼玉広域 事務センター	2020年 6月25日	2020年 6月29日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者における封入・封緘時の確認不足により、他の社会保険労務士宛の文書が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の社会保険労務士にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収し、正しい社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2社労士	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
16	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	東京広域事務センター	2020年 6月10日	2020年 6月12日	○事業所から問合せがあり、委託業者における封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の文書が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収し、正しい事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
17			東京	東京広域事務センター	2020年 7月5日	2020年 7月6日		2事業所	なし	0
18	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	高知	南国	2020年 4月9日	2020年 5月18日	○事業所から問合せがあり、書類の管理不足から資格喪失届を誤って廃棄したため、処理が行われず保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。資格喪失届を再度ご提出いただき、処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに受付進捗管理システム等により書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	46,095

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
19	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	広島	広島東	2020年 4月30日	2020年 7月3日	○事業所から問合せがあり、口座振替納付変更申出書の確認が不足し、誤った事業所整理記号で処理したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、口座振替納付変更申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	135,852
20			千葉	松戸	2020年 5月25日	2020年 6月2日	○事業所から問合せがあり、保険料口座振替の緊急停止処理における確認が不足し、誤って緊急停止処理を行ったため、口座振替がされていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料納付書を送付しました。 ●担当部署において、保険料口座振替の緊急停止処理における確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
21			宮城	大河原	2019年 12月20日	2020年 6月5日	○担当部署で確認したところ、保険料の訂正処理方法の確認不足により、保険料を誤って訂正したため、誤った保険料が記載された差押通知書を送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し訂正しました。 ●担当部署において、保険料の訂正処理における確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
22			静岡	浜松西	2019年 8月21日	2020年 6月2日	○担当部署で確認したところ、保険料の訂正処理方法の確認不足により、保険料を誤って訂正したため、誤った保険料が記載された納入告知書を送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し訂正しました。 ●担当部署において、保険料の訂正処理における確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
23	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	徳島	阿波半田	2020年 5月25日	2020年 5月25日	○担当部署で確認したところ、保険料の領収書を作成する際に内容確認が不足したため、保険料額の記載を誤って作成していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい保険料額を記載した領収書と差し替えました。 ●担当部署において、領収書を作成する際の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
24	厚生年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	兵庫	明石	2020年 6月19日	2020年 6月29日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、保険料等還付請求書について宛先を誤って送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した保険料等還付請求書を回収し、正しいお客様宛に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所1名	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
25	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	熊本	熊本西	2018年 11月30日	2020年 3月16日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
26			神奈川	事務センター	2019年 6月13日	2020年 7月14日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認が不足し、従前の口座からの口座振替を希望していたにもかかわらず、処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際の口座振替希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
27			京都	事務センター	2020年 4月8日	2020年 4月14日		1名	なし	0
28		説明誤り	大分	佐伯	1995年 6月頃	2019年 11月13日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
29			大阪	豊中	2020年 1月6日	2020年 1月9日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
30			北海道	函館	1999年 5月23日	2019年 10月30日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
31			兵庫	姫路	2016年 10月20日	2020年 5月15日	○機構本部から連絡があり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
32			福岡	西福岡	2003年 3月18日	2020年 5月21日	○事務センターから連絡があり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
33			徳島	徳島北	2010年 12月14日	2020年 1月22日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
34	国民年金種別変更届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2020年 4月24日	2020年 6月19日	○市区町村から連絡があり、国民年金被保険者種別変更届を処理する際の確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理不要としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金被保険者種別変更届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
35	国民年金種別変更届の誤り	説明誤り	茨城	土浦	2019年 11月28日	2020年 2月25日	○お客様から問合せがあり、市区町村において年金記録の確認が不足し、国民年金種別変更を案内する際、当月中の手続きを案内すべきところ、誤った案内をしたため、お客様の希望する月からの付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●市区町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料を領収しました。 ●市区町村に対して、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	600
36	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2020年 3月17日	2020年 4月16日	○担当部署で確認したところ、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者に該当しない期間にもかかわらず、国民年金第3号被保険者としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
37	国民年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	神奈川	高津	2018年 9月18日	2020年 6月23日	○お客様から問合せがあり、住所記録の確認不足により、海外任意加入者を誤って、不在者として登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、住所の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
38	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	宮城	仙台広域 事務センター	2020年 3月31日	2020年 4月2日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、国民年金第3号被保険者特例措置該当通知書を発送する際に、他のお客様の被保険者記録照会回答票が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した被保険者記録照会回答票を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
39	国民年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	大阪	今里	2019年 3月4日	2019年 6月21日	○担当部署で確認したところ、担当部署において書類の進捗管理が不足し、国民年金特定事由等該当申出書の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
40			宮城	大河原	2020年 4月21日	2020年 7月2日	○他の年金事務所から連絡があり、担当部署において書類の進捗管理が不足し、国民年金第3号被保険者関係届の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、経過管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	4名	なし	0
41			香川	高松西	2020年 2月17日	2020年 5月11日	○市区町村から連絡があり、市区町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金任意加入申出書の進達漏れが判明しました。 ●市区町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●市区町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
42	国民年金付加保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	新潟	新発田	2019年 5月15日	2020年 3月13日	○担当部署で確認したところ、国民年金基金加入の有無の確認不足により、国民年金基金加入者であるため、本来付加保険料の納付の資格がないにもかかわらず、国民年金付加保険料納付申出書の処理を行ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金付加保険料納付申出書を処理する際の国民年金基金加入の確認を徹底するよう指導しました。	1名	過徴収	4,400
43			愛知	半田	2020年 4月20日	2020年 5月27日	○担当部署で確認したところ、納付書作成時の確認が不足し、付加保険料の納付も希望していたにもかかわらず、国民年金保険料の納付書のみ交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、付加保険料を領収しました。 ●担当部署において、納付書作成時の付加保険料の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
44	国民年金保険料追納申出書の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎	2020年 5月8日	2020年 5月18日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申出書を処理時の確認が不足し、納付期限内に追納納付書を作成していなかったため、追納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,550
45		説明誤り	埼玉	大宮	2020年 3月25日	2020年 5月20日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、国民年金保険料追納申出書の提出が必要であったにもかかわらず、提出の案内をせず、手元の納付書で納付するよう案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、追納納付書を交付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
46	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	青森	八戸	2005年 11月14日	2020年 5月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を処理する際の記録の確認が不足し、誤って免除記録を取消していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を処理する際の記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
47	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台南	2013年 3月頃	2020年 5月27日	○お客様から問合せがあり、免除要件の確認不足により、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
48			奈良	大和高田	2000年 4月4日	2019年 2月25日		1名	なし	0
49			兵庫	兵庫	1999年 3月25日	2020年 7月1日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、法定免除該当前に納付した前納保険料は還付できないにもかかわらず、誤って還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	143,090
50	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	相模原	2018年 4月23日	2020年 5月12日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書について、金融機関に確認書類を送付すべきところ、書類を送付せずに処理を行っていたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
51	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域事務センター	2020年 2月28日	2020年 5月22日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付申出書について、金融機関に確認書類を送付すべきところ、書類を送付せずに処理を行っていたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
52			東京	東京広域事務センター	2020年 3月17日	2020年 5月19日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、誤った金融機関コードを補記し、入力処理を行ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
53			愛知	名古屋広域事務センター	2019年 12月4日	2020年 5月26日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、誤った金融機関コードを補記し、入力処理を行ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
54			愛知	名古屋広域事務センター	2020年 3月10日	2020年 5月25日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、誤った金融機関コードを補記し、入力処理を行ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
55			宮城	仙台北	2016年 5月2日	2016年 5月20日	○担当部署で確認したところ、国民年金口座振替停止後の処理手順の確認が不足し、口座振替納付の再開処理を行わなかったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金口座振替納付停止後の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
56		入力誤り	石川	金沢広域事務センター	2020年 4月30日	2020年 5月25日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座名義人の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
57			愛知	名古屋広域事務センター	2020年 3月30日	2020年 5月28日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座名義人の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
58			宮城	仙台広域事務センター	2020年 3月9日	2020年 5月26日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座番号の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
59			神奈川	事務センター	2020年 3月3日	2020年 5月25日	○担当部署で確認したところ、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座番号の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
60	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	説明誤り	群馬	高崎	2020年 4月30日	2020年 5月18日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書の処理状況の確認が不足し、口座振替されないにもかかわらず、口座振替されると誤った案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付申出書の処理状態を確認し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
61			山梨	甲府	2020年 5月22日	2020年 6月2日	○お客様から問合せがあり、口座振替の案内をする際、資金不足により口座振替による前納ができなかった場合、翌月末に再度、口座振替されると誤った案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、口座振替の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
62			兵庫	須磨	2020年 3月24日	2020年 4月14日	○お客様から問合せがあり、保険料の納付の案内をする際、口座振替による納付が行われるにもかかわらず、納付書で納付するよう案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、口座振替について確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
63	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	大阪	堺東	2020年 4月24日	2020年 5月1日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料前納納付書を作成する際、納付書作成期間の確認が不足し、誤った期間の前納納付書を送付したため、お客様の希望する期間での前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
64			岡山	岡山東	2020年 4月24日	2020年 5月8日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時の確認不足により、前納納付書発行依頼を受けたにもかかわらず、納付書の作成を行わなかったため、前納による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
65			福岡	西福岡	2020年 4月10日	2020年 5月8日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、お客様が前納を希望していたにもかかわらず、前納希望の旨を年金事務所へ連絡していなかったため、前納納付書が作成されず、前納できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、前納希望の場合、年金事務所へ連絡することを徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
66		説明誤り	宮城	仙台北	2017年 8月1日	2017年 10月31日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付について案内する際に、前納可能期間の説明を誤ったため、お客様が希望する期間で前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、前納可能期間の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
67	国民年金保険料還付請求書の誤り	未処理・処理遅延	宮城	仙台広域事務センター	2018年 11月頃	2020年 6月4日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、国民年金保険料の過誤納が発生しているにもかかわらず、お客様宛に還付請求書が送付されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	450

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
68	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	高知	幡多	2018年 7月10日	2018年 8月21日	○担当部署で確認したところ、滞納保険料が完納されていたにもかかわらず、差押解除の処理を漏らしていたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、差押解除時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	230,520
69			三重	松阪	2020年 3月23日	2020年 4月13日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の差押処理をする際、延滞金の確認不足により、誤った金額の延滞金を領収していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、差押時の延滞金の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	58,600
70			東京	文京	2018年 6月19日	2019年 9月25日	○担当部署で確認したところ、延滞金を領収する際、延滞金の確認が不足し、すでに延滞金を納付されている方に対し、誤って再度、延滞金を領収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、保険料領収時の延滞金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,350
71	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	広島	広島広域事務センター	2020年 6月29日	2020年 7月1日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、封入・封緘時の確認が不足し、国民年金保険料学生納付特例申請書を発送する際に、他のお客様の返戻文書が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した返戻文書を回収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
72	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2020年 5月25日	2020年 6月24日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、電子申請により受付した届書の確認が不足し、電子申請のあった国民年金保険料追納申込書の出力を漏らしたため、処理がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し適切な届書の管理を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
73		未処理・処理遅延	沖縄	コザ	2020年 3月18日	2020年 6月16日	○市区町村から連絡があり、市区町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書等の進捗漏れが判明しました。 ●市区町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●市区町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	9名	なし	0
74		受理後の書類管理誤り	長野	松本	2019年 7月24日	2020年 5月12日	○お客様から問合せがあり、書類の管理不足により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
75			宮城	仙台広域事務センター	2019年 10月頃	2020年 1月31日	○担当部署で確認したところ、書類の管理不足により、国民年金保険料学生納付特例申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
76	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台北	2006年 11月2日	2019年 6月20日	○お客様から問合せがあり、生年月日の確認不足により、生年月日を誤って登録したことから、誤った受給権発生年月日で年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,157,212
77			神奈川	高津	1987年 7月23日	2019年 3月28日	○未支給年金請求時の記録確認により、受給要件の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	74,071
78			広島	広島東	2019年 11月28日	2020年 4月9日	○お客様から問合せがあり、老齢年金決定時の確認不足から、年金決定時に誤って保留の処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	2,039,519
79			高知	高知西	2019年 4月23日	2019年 7月30日	○機構本部から連絡があり、共済組合期間のみ有する場合の老齢基礎年金請求書について、共済組合が年金を決定するところを誤って機構で年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、共済組合期間を有する方が年金請求書を提出された場合の事務処理手順について再確認しました。	1名	過払い	566,687
80			沖縄	コザ	1985年 12月6日	2019年 9月9日	○未支給年金請求時の記録確認により、受給要件の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。通算老齢年金を取消した上で老齢年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求書受付時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,886,512
81			本部	障害年金センター	2020年 2月26日	2020年 7月2日	○お客様から問合せがあり、届書処理時の確認不足から、障害者特例請求書の提出があったにもかかわらず処理不要として扱ったため、障害者特例請求書の処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	10,183
82		説明誤り	岡山	岡山東	2012年 4月24日	2019年 12月5日	○担当部署において確認したところ、過去の年金相談の際に受給要件の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	108,981

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
83	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	山梨	甲府	2019年 7月25日	2020年 6月8日	○お客様から問合せがあり、老齢年金決定時の共済組合加入期間の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	406,468
84			香川	善通寺	2020年 3月19日	2020年 3月30日		1名	未払い	109,316
85	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	1993年 5月頃	2019年 7月17日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢厚生年金決定時に一部の被保険者期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,815,221
86			栃木	栃木	2002年 1月5日	2019年 12月27日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、任意加入期間について、誤って任意加入を取消した状態で老齢年金を決定したため、老齢年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	766,166
87			静岡	富士	1993年 10月12日	2017年 5月24日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢厚生年金決定時に一部の被保険者期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,940,839
88			大阪	八尾	1986年 6月24日	2020年 3月6日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金の第3号被保険者期間の登録を誤り老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	92,967
89			大分	佐伯	1996年 1月頃	2017年 12月27日	○お客様から問い合わせがあり、配偶者の年金記録の確認不足から、未納であった期間を第3号被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	11,235
90	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	千葉	木更津	2020年 4月1日	2020年 6月2日	○事務センターから連絡があり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢基礎年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢基礎年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
91	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	三重	四日市	2019年 9月20日	2020年 1月30日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、委託社会保険労務士が、老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	1,494,457
92		入力誤り	宮城	仙台南	2020年 5月14日	2020年 7月2日	○担当部署において確認したところ、委託業者が入力項目の確認不足から、繰下げを希望しているにもかかわらず、年金請求書の処理時に繰下げ待機の入力を漏らしたため、65歳から支給の年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
93		説明誤り	愛知	大曽根	2019年 7月5日	2020年 5月20日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求した場合の年金見込額を誤って説明したことから、お客様が誤解し、お客様の希望である65歳請求ではなく繰下げ請求を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金見込額説明時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	40,147
94			三重	四日市	2019年 12月9日	2020年 2月10日	○お客様から問合せがあり、お客様の意向の確認不足から、お客様が老齢基礎年金の繰下げ請求を希望していないにもかかわらず、委託社会保険労務士が老齢基礎年金の繰下げ請求書を受付し処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	4,419,355
95			福岡	南福岡	2019年 8月9日	2019年 11月13日		1名	未払い	1,950,265
96			大分	大分	2014年 5月23日	2019年 11月5日	○担当部署において確認したところ、遺族年金受給権の有無の確認不足から、遺族年金の受給権を有するため老齢年金の繰下げ請求ができない方に対し、繰下げ請求ができると説明していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰下げ制度について再確認しました。	1名	未払い	22,457
97	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	高津	2002年 9月9日	2018年 9月11日	○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認が不足したことから、遺族年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	14,560,647
98	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害 年金センター	2020年 5月28日	2020年 6月9日	○市区町村から連絡があり、障害年金請求書審査時の確認不足から、20歳到達日を受給権発生年月日とすべきところ、請求書の受付日を受給権発生年月日として障害基礎年金を決定したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の初回支払日前に訂正を行ったため、年金の未払いはありませんでした。 ●担当部署において、受給権発生日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
99	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2018年3月15日	2020年3月16日	○担当部署において確認したところ、障害年金の審査時の確認不足から、障害認定結果の登録を誤り障害年金を決定したため、提出していただく障害状態確認届が不足していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
100			本部	障害年金センター	2020年5月28日	2020年6月23日	○担当部署において確認したところ、障害年金請求書の受付日の確認不足から、事実と異なる日付を受給権発生日として事後重症請求の障害年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には障害年金請求書の受付日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	715,025
101			本部	障害年金センター	2020年3月18日	2020年5月26日	○担当部署において確認したところ、障害状態の確認不足から、障害厚生年金を決定すべきところ、誤って障害不該当として決定したため、障害厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金請求書の審査時には障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	146,274
102		説明誤り	神奈川	横浜西	2019年2月26日	2020年1月28日	○お客様から問合せがあり、診断書の提出時期を誤って説明したことから、お客様の診断書の提出時期が遅れ年金の支払いが停止となったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、診断書の提出時期について再確認しました。	1名	未払い	1,629,378
103	岡山		岡山西	2020年4月13日	2020年6月26日	○年金相談時の記録確認により、納付要件の確認不足から、委託社会保険労務士が、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0	
104	佐賀		佐賀	2020年4月2日	2020年6月12日	○年金相談時の記録確認により、納付要件の確認不足から、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
105	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	1984年9月頃	2019年6月13日	○機構本部から連絡があり、年金選択処理時の確認不足から、旧厚生年金保険法の遺族年金と老齢年金を受給している方の選択処理を誤り、支給停止額を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,684,682

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
106	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2009年 3月頃	2020年 2月6日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金決定時の確認不足から、遺族厚生年金と老齢厚生年金を受給している方の選択処理を誤り、遺族厚生年金の支給停止すべきところその処理を漏らしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、決定時の選択処理の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,970,189
107			本部	中央 年金センター	1992年 3月5日	2019年 10月23日	○担当部署において確認したところ、年金選択処理時の確認不足から、遺族共済年金と旧厚生年金保険法の老齢年金を受給している方の選択処理を誤り、旧厚生年金保険法の老齢年金の支給停止額が変更となる時期を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	38,354
108			本部	中央 年金センター	1978年 9月20日	2019年 4月23日	○担当部署において確認したところ、年金選択処理時の確認不足から、旧厚生年金保険法の遺族年金と老齢年金を受給している方の選択処理を誤り、旧厚生年金保険法の老齢年金の支給停止額を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,702
109			本部	中央 年金センター	2004年 7月31日	2019年 10月7日	○担当部署において確認したところ、年金の選択処理に伴い振替加算の支給停止解除を行うべきところ、選択処理時の確認不足から振替加算の支給停止解除を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	2,111,588
110			静岡	浜松東	2019年 2月14日	2019年 5月23日	○お客様から問合せがあり、厚生年金基金の支給状況の確認不足から、厚生年金基金を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付し、お客様の意向と異なる選択処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、厚生年金基金を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	235,298
111	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2016年 2月8日	2016年 5月18日	○内部点検において、未支給年金請求書審査時の確認不足から、配偶者が死亡しているなどにより、加給年金額の加算要件を満たさなくなっている場合は、加給年金額加算の不該当処理を行った上で未支給年金を支払うべきところ、不該当処理を行わずに未支給年金を支払ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、未支給年金請求書審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,519,905
112		入力誤り	岩手	盛岡	2020年 5月8日	2020年 6月16日	○機構本部から連絡があり、委託業者が未支給年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から氏名の入力を誤っていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	69,003

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
113	個人番号等登録届の誤り	確認・決定誤り	愛知	大曽根	2020年 6月17日	2020年 6月25日	○お客様から問合せがあり、届書の内容確認及び進捗管理の不足から、添付書類に不備がないのにも関わらずお客様へ個人番号等登録届を返戻していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、届書の内容確認及び進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
114	扶養親族等申告書の誤り	入力誤り	福島	東北福島	2019年 1月頃	2019年 10月4日	○お客様から問合せがあり、委託業者が入力時の確認不足から、入力項目を誤ったため、税額が正しく計算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	2名	過払い	31,150
115	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	山形	山形	2020年 4月23日	2020年 7月15日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の記載内容の確認不足から、誤った氏名で登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には氏名フリガナの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,944,840
116			石川	小松	2020年 4月20日	2020年 6月29日	○事務センターから連絡があり、年金請求書の記載内容の確認不足から、振込先口座番号の確認を誤り、誤った口座番号の登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には振込先口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	41,859
117			徳島	徳島北	2020年 3月27日	2020年 6月16日	○お客様から問合せがあり、年金受給権者受取機関変更届の記載内容の確認不足から、誤った金融機関コードで登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には金融機関コードの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	110,563
118			高知	幡多	2020年 3月27日	2020年 6月8日	○お客様から問合せがあり、届書受付後の確認不足から、提出のあった年金受給権者受取機関変更届の処理について誤って処理済としたため、年金振込先口座の変更処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。変更処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	3名	未払い	512,402
119			佐賀	佐賀	2020年 3月9日	2020年 6月19日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の記載内容の確認不足から、振込先口座番号の確認を誤り、誤った口座番号の登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には振込先口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	135,373

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
120	年金の振込金融機関にかかる誤り	入力誤り	本部	障害年金センター	2020年 6月4日	2020年 7月17日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	243,990
121			福岡	福岡広域事務センター	2020年 4月6日	2020年 6月29日	●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	13,997
122			東京	東京広域事務センター	2020年 5月15日	2020年 6月18日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	104,226
123	年金見込額の誤り	説明誤り	東京	府中	2020年 2月14日	2020年 3月5日	○お客様から問合せがあり、年金見込額試算時の確認不足から、委託社会保険労務士が誤った年金額が記載された年金見込額回答票をお渡しし説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
124			神奈川	川崎	2019年 12月2日	2020年 6月9日	○お客様から問合せがあり、年金見込額試算時の確認不足から、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金見込額試算時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
125	年金生活者支援給付金の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2020年 4月20日	2020年 5月7日	○お客様から問合せがあり、入力項目の確認不足から、入力を漏らしたため、年金生活者支援給付金が不該当として決定されたことにより、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金生活者支援給付金を決定し、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時には入力項目の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	17,582
126		説明誤り	秋田	大曲	2019年 12月13日	2020年 6月10日	○市区町村から連絡があり、年金相談時の確認不足から、年金請求書を受付する際に、年金生活者支援給付金請求書の提出を案内する必要があるにもかかわらず案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、年金相談時の確認を徹底するよう依頼しました。	14名	未払い	415,900
127	標準報酬改定請求の誤り	説明誤り	神奈川	横浜西	2018年 6月14日	2020年 6月19日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、委託社会保険労務士が、標準報酬改定請求の説明時に請求期限についての説明を漏らしたため、請求期限内に標準報酬改定請求が行われなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。標準報酬改定請求書を受付し処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
128	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	長野	岡谷	2018年 4月11日	2018年 4月12日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき年金相談・手続受付票を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付したお知らせを回収し、本来送付すべきお客様にお知らせを送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
129	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	東京	大田	2020年 4月2日	2020年 7月2日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおいて交付時の確認不足から、他のお客様の年金相談・手続受付票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金相談・手続受付票を回収しました。 ●年金相談センターにおいて、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
130			埼玉	所沢	2020年 6月5日	2020年 6月17日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、委託社会保険労務士が他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
131	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	大阪	天満	2013年 12月9日	2019年 2月18日	○お客様から問合せがあり、届書の進捗管理不足から、障害年金請求書等を未処理のままとしていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害年金請求書等の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,460,348
132			福岡	八幡	2014年 6月頃	2016年 9月2日	○お客様から問合せがあり、届書の進捗管理不足から、年金額仮計算書等を保管し、再裁定の処理を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	12名	未払い	2,694,232
133	受理後の書類管理誤り	受理後の書類管理誤り	本部	障害年金センター	2020年 3月27日	2020年 6月19日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、年金生活者支援給付金請求書が所在不明となり処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金生活者支援給付金請求書を再提出いただき処理を行いました。なお、給付金の初回支払日前に決定を行ったため、給付金の未払いはありませんでした。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

(参考)「Ⅲ「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのものと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システマ的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)「三共済」についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者のお客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にを行っている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。 ○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。 ○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。 ○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。 ○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。 ○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。 ○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	○既に解散している旧農林共済の受給者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。 ○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。 ○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。 ○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。

※夫と妻が逆の場合も同様です。